

60年度における工業所有権出願・登録状況

総務部 法規課

最近の傾向として、メーカーとの共同研究等の飛躍的な増加に伴い、特許・実用新案等工業所有権の出願件数は着実に増加してきている。

1 出願状況

60年度における「発明・考案届」受領件数(60/4~61/3法規課受付分)は、103件で、その大多数が共同出願であり、前年度(79件)に比べ、1.3倍になっている。

		特許	実用新案	意匠	商標	合計
発明・考案届受領件数	60年度	63	37	1	2(2)	103(2)
	59年度	67	11	1	0	79(0)

()は単独出願再掲

(1) 発明・考案・創作の部門別内訳

原子力関係(総合技術研究所を含む)が全体の1/3を占める35件を提出しており、その内15件は電力共通研究に基づくものである。また、制御通信部門の実用新案件数が多い。

部門別出願件数

	配電	系統運用	制御通信	工務	水力	火力	原子力	情報システム	総合技研	合計
本店	2	3	4	32	0	0	17	0	39	97
支店・社	0	0	3	1	0	0	-	0	-	4

総合技術研究所研究室別件数(再掲)

電気第一	電気第二	機械	化学	土木	電気応用	原子力	合計
4	7	4	2	0	4	18	36

(2) 商標登録の出願

「でんきの科学館」のオープンに備えて、シンボルマークおよびマスコットに関連する商標登録を2件出願した。



シンボルマーク



マスコット

2 登録状況

60年度における登録状況は次のとおりである。

	特許	実用新案	意匠	合計
出願公告	4	4	0	8
特許・登録査定	5	2	0	7
拒絶査定	7	3	0	10

出願公告:

当該特許出願は特許法に照らし、一応特許としてもよいと判断したときは、発明内容を公告して特許異議申立のためにする公告

特許・登録査定:

特許異議申立を認めない旨の決定をした場合およびこの申立がなされなかった場合で、特許庁が出願を拒絶すべきなんらの理由がないとされたときの査定

拒絶査定:

特許庁が特許できないと判断し、その後出願人の提出した意見書または手続補正書を見ても、それを採用することはできないと決定されたときの査定

3 60年度末現在における工業所有権

	特許	実用新案	意匠	商標	合計
未審査	230	57	-	-	287
審査請求中	180	78	2	2	262
審判請求中	1	1	0	0	2
小計	411	136	2	2	551
権利現有	63	23	3	1	90
合計	474	159	5	3	641

60年度中に成立した工業所有権関係法令

半導体集積回路の回路配置に関する法律

(60.5.31 公布 法律43号)

半導体集積回路の回路配置の開発者の権利を無体財産として保護し、半導体集積回路の開発を促進することを目的とする。

著作権法の一部を改正する法律

(60.6.14 公布 法律62号)

コンピュータ・プログラムが著作権法により保護される著作物であることを明らかにするとともに、プログラムの特質に見合った著作権法の規定の整備を行い、プログラムの著作物の著作権者の権利の一層適切な保護を図ることを目的とする。